

苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭の購入、販売及び消費並びに製品製造等の実績書
 (平成24年9月末までの実績用)

年 月 日

申請者住所
 申請者名

1. 用途： 苛性ソーダ用

2. 用途証明の種類

消費者の申請に係る用途証明

自主輸入業者の申請に係る用途証明

3. 購入、販売及び消費並びに製品製造等の実績

[受入れ関連数量]

[払出し関連数量]

項目	期初在庫 (t) (A)	輸入 (t) (B)	国内購入 (t) (C)	販売 (t) (D)	軽減税率適用用途消費		その他消費 (t) (F)	期末在庫 (t) (G)
					(t) (E)	製品製造 ()		
実績	平成22年度							
	平成23年度							
	平成24年度 (平成24年4月 ~平成 年 月)							

4. 直近年度の消費の実績の詳細

(消費者の申請に係る用途証明の場合)

工場 (事業所)	消費 (t)
工場(事業所)名	所在地
年度実績 (年 月 ~ 年 月)	
合計 (t)	

5. 直近年度の販売の実績の詳細

(自主輸入業者の申請に係る用途証明の場合)

販売先		販売 (t)
販売先名	最終消費者名 (販売先が最終消費者でない場合)	年度実績 (年 月～ 年 月)
合計 (t)		

(記載上の注意)

- (1) 様式3-1及び3-2において、平成22年度から平成24年度上期(平成24年4月～9月)までの実績を記載する必要がある場合においては、この様式をもって様式3-1又は3-2の当該次項の記載に代えることとする。
(消費者の申請に係る用途証明及び自主輸入業者の申請に係る用途証明の別を問わない)
- (2) 2.には、用途証明の種類にどちらか該当する一方に、チェック印を付す。
- (3) 3.から5.には、用途にかかわらずすべての石炭について実績を記入。
- (4) 3.の直近年度の実績については、申請時まで記入可能な時点までの実績を記入。何月までの実績を記入したのか付記すること。
- (5) 3.「輸入」には、自ら輸入した石炭の数量を記入。
- (6) 3.「国内購入」には、他の者から購入した石炭の数量を記入。
- (7) 3.「販売」には、他の者に販売した石炭の数量を記入。(自ら輸入した石炭をそのまま引渡した場合も含む。)
- (8) 3.「軽減税率適用用途消費」には、苛性ソーダの用途に消費した石炭の数量を記入。
- (9) 3.「製品製造」には、「軽減税率適用用途消費」の結果製造(発電)された製品(苛性ソーダ(消費した電気の量を併記))の数量を記入。()の中には、単位を記入。
- (10) 3.「その他消費」には、苛性ソーダ以外の用途に消費した石炭の数量を記入。
- (11) 3.「国内購入」には、『他の者から購入した苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電(当該苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。)に利用される石炭の数量』から『申請者が取得した用途証明書により他の者が輸入した苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電(当該苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。)に利用される石炭を購入した数量』を控除した数量を記入。
- (12) 3.「期初在庫」には、年度開始時点における在庫量を、「期末在庫」には、年度末の時点(直近年度については、記入可能な時点)における在庫量を記入。
- (13) 3.に記入する数量については、下記の理由により、「(A) + (B) + (C)」=「(D) + (E) + (F) + (G)」とならない場合があることに留意する。
 - ① 計量計の誤差があること
 - ② 含水率変化や飛散等による数量変化があること。
 - ③ その他やむを得ず数量が変化する場合があること(品質の劣化、脱灰など)
- (14) 消費者の申請に係る用途証明の場合には、4.に、3.「軽減税率適用用途消費」+「その他消費」の数量について各工場(事業所)毎の消費数量の内訳を記入。
- (15) 自主輸入業者の申請に係る用途証明の場合には、5.に、3.「販売」について、各販売先毎の販売数量の内訳を記入。販売先が最終消費者でない場合には、最終消費者を付記すること。